

非常時における 児童の受入・対応について

① 暴風警報・暴風雪警報の対応について

② 伝染性疾患の対応について

③ 東海地震の対応について

④ 津波警報の対応について

※ 必要に応じて保護者に児童の迎えを要請します。ご理解とご協力をお願いします。

新川児童クラブ	TEL46-1905	鷺塚児童クラブ	TEL46-6010
中央児童クラブ	TEL46-3184	大浜児童クラブ	TEL46-6362
西端児童クラブ	TEL46-3264	日進児童クラブ	TEL46-1262
棚尾児童クラブ	TEL46-5131		

① 暴風警報・暴風雪警報の対応について

名古屋地方気象台から愛知県全域または愛知県西部または西三河南部、碧南市に『暴風警報』『暴風雪警報』が発表された場合の対応について

(1) 児童が学校に登校する以前に「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合

①午前6時までに警報が解除された場合は、平常通りの受け入れを行います。

②午前6時までに警報が解除されない場合は当日の受け入れは行わず、児童クラブも「臨時休所」となります。

※上記の対応は学校の休業日（長期休業日、土曜日、代休日）においても同様となります。

(2) 学校教育活動中に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

児童クラブは「臨時休所」となります。

(3) 児童クラブ活動中に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

①活動を中止し、保護者の迎えを待ちます。直ちにお迎えをお願いします。

②児童一人帰りを希望されている児童で、戸外の状況により一人で帰ることが危険と認めるときは、保護者の迎えを待ちますのでお迎えをお願いします。

② 伝染性疾患の対応について

インフルエンザなどの伝染性疾患の流行により、学校で下記の対応が決定された場合、児童クラブでは受け入れを行いません。施設内感染防止のためご理解とご協力をお願いします。

(1) 学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖が決定された場合

該当児童の受け入れは行いません。

(2) 臨時早退が決定された場合

該当児童の受け入れは行いません。

《付記》 該当児童とは、対象となる学校、学年、学級のすべての児童をいいます。

③ 東海地震の対応について

(1) 学校教育活動中に「東海地震注意情報」が発表された場合

児童クラブは「臨時休所」となります。

(2) 児童クラブ活動中に「東海地震注意情報」が発表された場合

活動を中止し、速やかに保護者に引き渡します。直ちに迎えに来てください。

(3) 児童クラブと家との往復中に「東海地震注意情報」が発表された場合

速やかに帰宅させるようにします。各家庭で安全策をとってください。

《付記》 「東海地震注意情報」が発表された時点より、「臨時休所」となります。再開の連絡があるまでは、通所させないでください。

④ 津波警報の対応について

(1) 学校教育活動中に「津波警報」が発表された場合

児童クラブは「臨時休所」となります。

(2) 児童クラブ活動中に「津波警報」が発表された場合

活動を中止し、学校の最上階に避難します。

児童のお迎えは学校へお願いします。

《付記》 「津波警報」が発表された時点より、「臨時休所」となります。再開の連絡があるまでは、通所させないでください。